

# 合理的な土壤汚染対策の推進に 係る東京都の取組みについて



令和2年2月10日

東京都環境局環境改善部化学物質対策課  
土壤地下水汚染対策担当

# 本日の内容

---

1. 東京都におけるこれまでの土壌汚染対策の取組み
2. 東京都における区域指定と対策の現状
3. 合理的な土壌汚染対策推進の取組み
4. 操業中の調査・対策促進の取組み

# 1. 東京都におけるこれまでの 土壌汚染対策の取組み

---

# 東京都における土壌汚染の課題

- 特に中小事業者が円滑に土壌汚染対策を進めることが困難

## 背景

- 知識・情報の不足 (法や条例等の内容、土壌汚染調査や対策に関する知識・情報が不足)
- 対策の高コスト化 (掘削除去の偏重、土地が狭隘で対策費が割高)
- 乏しい資金力 (操業のための借入金等により、対策費の捻出が困難)
- 操業中の対策不足 (未然防止対策や操業中の汚染状況の把握及び対策実施の取組が不十分)

# 東京都の土壤汚染対策の取組み 1

- 2001 環境確保条例に基づく土壤汚染対策を開始
- 2003 土壤汚染対策法施行
- 2004～ 土壤汚染処理技術フォーラム・土壤汚染対策セミナー
- 2005～ 簡易で迅速な分析技術の選定 ⇒ 操業中アドバイザー  
簡易調査で利用
- 2006 土壤汚染に係る総合支援対策検討委員会  
～2008 「東京都における土壤汚染の課題と対策の方向性について」
- 2010 改正土壤汚染対策法施行
- 2010 中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン
- 2012 土壤汚染対策アドバイザー派遣制度

# 東京都の土壤汚染対策の取組み 2

- 2012 土壤汚染対策における環境負荷評価手法検討会  
~2014 環境負荷評価手法ガイドライン・環境負荷定量評価ツール作成
- 2016 「土壤汚染対策制度の見直しに向けた国への意見提出」
- 2017 総合相談窓口設置・アドバイザー制度簡易調査の追加
- 2018 改正土壤汚染対策法・改正環境確保条例施行  
~2019
- 2019 法台帳情報公開システム運用開始
- 2020 「土壤汚染に合理的に対応するためのガイドライン  
(仮称)」作成予定
- 中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン改訂

# フォーラム・セミナーの開催

## 土壌汚染処理技術フォーラム

- **土壌汚染処理技術に関する情報提供**
- **合理的で低コストの処理技術の普及促進**  
により中小事業者の土壌汚染対策を円滑に進める
- **2004年(H16)7月 第1回開催**  
以降、これまでに14回開催（原則年1回）

## 土壌汚染対策セミナー

- **土壌汚染対策に関する情報提供**  
により、正しい知識の普及を促進する
- **2005年(H17)2月 第1回開催**  
以降これまでに12回開催（原則年1回）

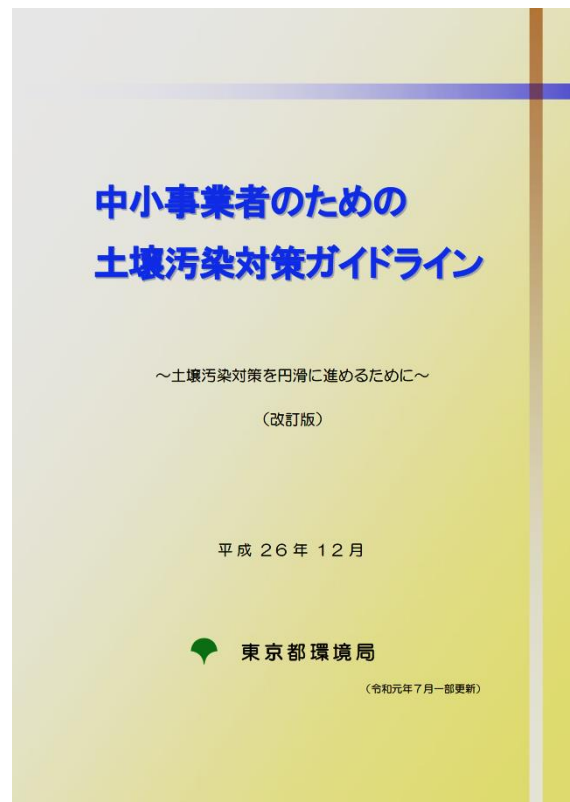


# 中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン

## ～土壌汚染対策を円滑に進めるために～

- 土壌汚染による健康リスク
- 土壌汚染の調査・手続き等に関する基礎的な知識
- 合理的な土壌汚染対策を選択するための具体的な手順

法・条例改正を踏まえ、昨年7月に一部改訂  
さらに、今年度改訂作業を実施中

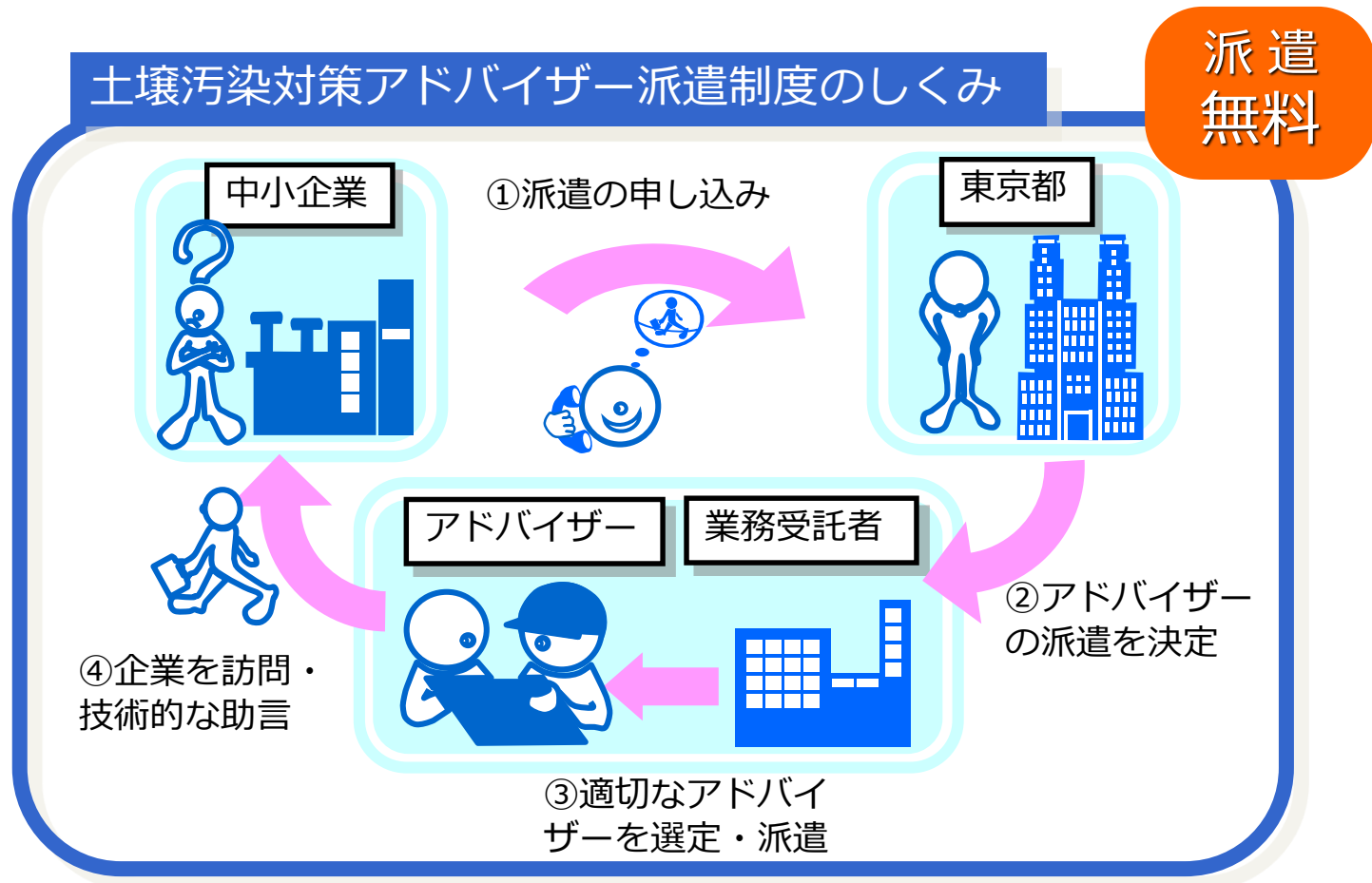


東京都環境局のHPからダウンロードできます。



# 土壌汚染対策アドバイザー制度

中小事業者による円滑な土壌汚染対策の取組を支援・促進するため、技術的な観点から適切なアドバイスを行う専門家を派遣する東京都独自の制度（H23年度～）



# 土壌汚染対策アドバイザー制度

## アドバイス 内容（例）

- ✓ 土壌汚染対策の手順、法令の手続きの方法
- ✓ 土壌汚染状況調査の方法、調査の際の留意点
- ✓ 事業者に合わせて合理的な対策手法の提案
- ✓ 土壌汚染の未然防止対策や操業中に可能な対策の提案

## 派遣対象

- ・ 都内の中小事業者で、施設の廃止に伴い法令の適用を受ける中小事業者 （又は土地所有者）
- ・ 現在操業中で、将来、法令の適用を受ける中小事業者 （又は土地所有者）

※アドバイザーの派遣にかかる費用は無料  
（調査や対策に要する費用は事業者の負担）

# 土壌汚染対策アドバイザー制度の充実

## 平成23年度 制度開始（廃止時アドバイザー）

- 工場等を廃止する中小事業者が、法や条例に基づく土壌汚染対策を実施する際に、土壌汚染調査、対策技術及び関連法規等に関して、アドバイザーを派遣することにより、合理的な対策を推進する制度を構築。

## 平成24年度 操業中アドバイザーの追加・出前講座の追加

- 中小事業者が自主的に行う土壌汚染対策の負担軽減及び計画的な土壌汚染対策を推進するとともに土壌・地下水汚染への早期の対応を促進する制度改正。
- 工場等への派遣だけでなく、中小事業者の学習会などへの派遣を開始。

## 平成26年度 土地所有者への派遣追加

- 上記案件に該当する土地所有者からの申し込みも可能とした。

## 平成29年度 総合相談窓口・簡易調査の追加

- 土壌汚染対策に関する一般的な相談を受け付ける相談窓口業務を追加。
- 中小事業者の希望により、よりの確な操業中対策の助言を受けられるように、アドバイザーによる簡易分析の実施を可能とした。

# 総合相談窓口における中小事業者支援

- 土壌汚染対策に関する一般的な相談を受け付けています。
- 直接電話による相談することができ、必要に応じて都庁内の窓口で相談ができます。
- 窓口にお越しになる場合は、お電話での事前予約をお願いいたします。

## 主な相談内容

- ・ 合理的な土壌汚染対策に関する説明
- ・ 指定調査機関及び計量証明機関等の選定
- ・ 土壌汚染の健康影響・事業場周辺へのリスク
- ・ 法令の対象とならない土地における自主的な調査や対策
- ・ 廃止後の土地取引などに係る土壌汚染対策に関する問合せ など

- 窓口設置場所：新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第二本庁舎 20 階
- 直通電話番号：03 - 5388 - 3468
- 受付時間 9 : 00 から 17 : 00 まで（土・日・祝日を除く）

# 環境負荷に配慮した土壌汚染対策(G R)

## <検討経緯>

### ① 土壌汚染対策における環境負荷評価手法検討会

(独)産業技術総合研究所との共同研究 (H24・25)

### ② 検討会報告、環境負荷評価手法ガイドライン作成 (H26)

### ③ 環境負荷定量評価ツール開発 (H26)

サイト名				作成日			
作成者		備考欄					
■共通							
項目	記号	単位	数値			備考	
			自動計算	手入力値	確定値		
敷地範囲	敷地長	$X_s$	m		0	入力値	
	敷地幅	$Y_s$	m		0	入力値	
	敷地面積	$A_s$	m <sup>2</sup>	0	0	計算値	
調査関係	対象物質				0	重金属、VOC、重金属+VOCのいずれかを選択。選択に応じて、表示されるシートが変化します。	
	土壌ガス調査地点数	$N_{gas}$	地点	0	0	100m <sup>2</sup> あたりに1地点	
	表層土壌調査地点数	$N_{soil}$	地点	0	0	500m <sup>2</sup> あたりに5地点	
	ボーリング調査地点数	$N_{bor1}$	地点	0	0	ガス・表層調査地点数の50%	
	追加ボーリング調査地点数	$N_{bor2}$	地点	0	0	ボーリング地点数の20%	
観測井戸設置地点数	$N_{well}$	地点	2		2	デフォルト値	
土壌対策範囲	対策範囲長	$X_g$	m		0	入力値	
	対策範囲幅	$Y_g$	m		0	入力値	
	対策範囲深さ	$Z_g$	m		0.0	入力値	
	対策範囲面積	$A_g$	m <sup>2</sup>	0	0	計算値	
	対策範囲体積	$V_g$	m <sup>3</sup>	0	0	計算値	
	土壌の湿潤密度		t/m <sup>3</sup>		1.8	1.8	入力値
	対策土壌質量	$W_g$	t	0	0	計算値	
地下水対策範囲	対策範囲長	$X_g$	m		0		
	対策範囲幅	$Y_g$	m		0		
	対策範囲深さ	$Z_g$	m		0		
	地下水面深さ	$D_{wt}$	m		0		
	対策範囲面積	$A_g$	m <sup>2</sup>	0	0		
	対策範囲体積	$V_g$	m <sup>3</sup>	0	0		
運搬距離(自動車)	資材運搬距離(片道)	$D_{T-1}$	km	20	20	入力値	
	機材運搬距離(片道)	$D_{T-E}$	km	20	20	入力値	
	土壌運搬距離(セメント、片道)		km	20	20	入力値	
	土壌運搬距離(埋立、片道)		km	20	20	入力値	
	土壌運搬距離(洗浄、片道)		km	20	20	入力値	
運搬距離(船)	土壌運搬距離(セメント、片道)		km	0	0	入力値	
	土壌運搬距離(埋立、片道)		km	0	0	入力値	
	土壌運搬距離(洗浄、片道)		km	0	0	入力値	

土壌汚染対策における  
環境負荷評価手法  
ガイドライン

平成 27 年 3 月

東京都環境局

独立行政法人産業技術総合研究所  
地圏資源環境研究部門

# 「土壌汚染対策制度の見直しに向けた国への意見提出」

## 「土壌汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見」主な内容

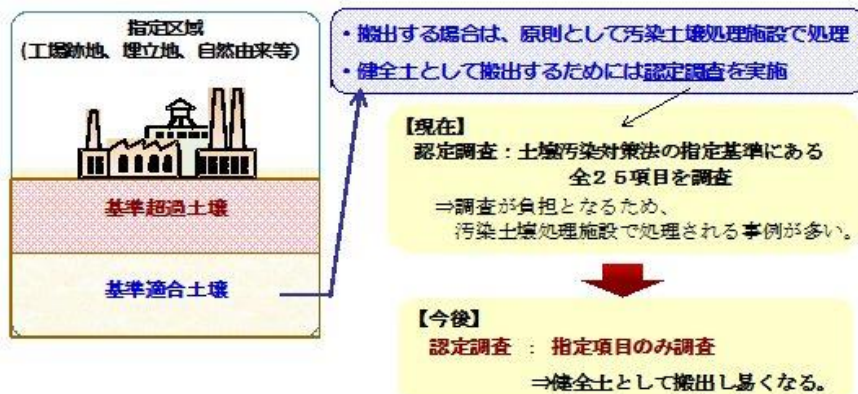
別紙1

### I 環境リスクに応じた合理的な土壌汚染対策とするための改善策

⇒ 処理土量の減量化、処理費用及び処理に伴うエネルギー削減

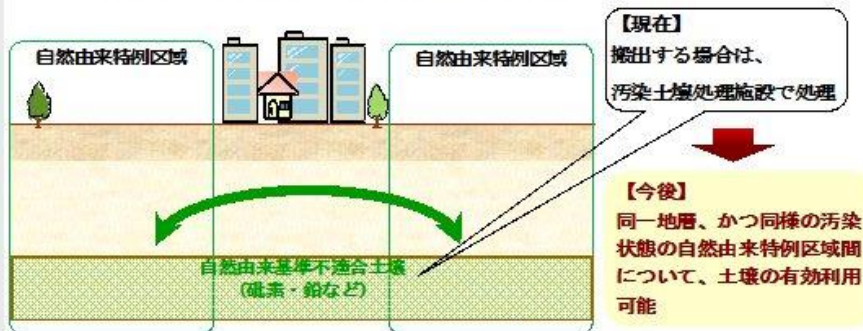
#### (1) 指定区域内の土壌を健全土として搬出するための調査（認定調査）の適正化

【本文 I 1 (1) 深度方向の汚染状況を考慮した土壌の搬出】



#### (2) 自然由来基準不適合土壌の区域間における移動を可能にする

【本文 I 1 (3) 自然由来又は埋立由来基準不適合土壌の有効利用】



### II 確実に土壌汚染対策を実施するための規定の明確化

#### (1) 要措置区域の指定要件の明確化

【本文 II 1 (1) 飲用井戸の定義の明確化、飲用井戸の所在を把握する仕組みの構築】

⇒地下水を経由した摂取リスクを確実に回避する。



#### (2) 土地の所有者が自己破産等した場合の規定の整備

【本文 II 2 (1) 土地の所有者の不測の事態における、調査・対策義務の継承や責任分担の明確化】

土地を継承した者に対する土壌汚染対策の責任を明確化する

# 台帳の情報公開

- 法：区域指定された際は台帳を調製（法第15条）
  - ・ H15年～ 区域指定台帳を公開
- 法：区域解除された際の台帳を調製（改正法第15条）
  - ・ H30年～ 区域指定解除台帳を公開
  - ※H30年度以前に区域指定が解除されたもの  
⇒「消除台帳」として整理し公開（内容は解除台帳と同様）
- 条例：汚染状況調査により汚染が確認された際は台帳を調製（改正条例第118条の2） ・ H31年～ 台帳を公開

## <閲覧方法>

○都の庁舎にて閲覧（紙ベース）

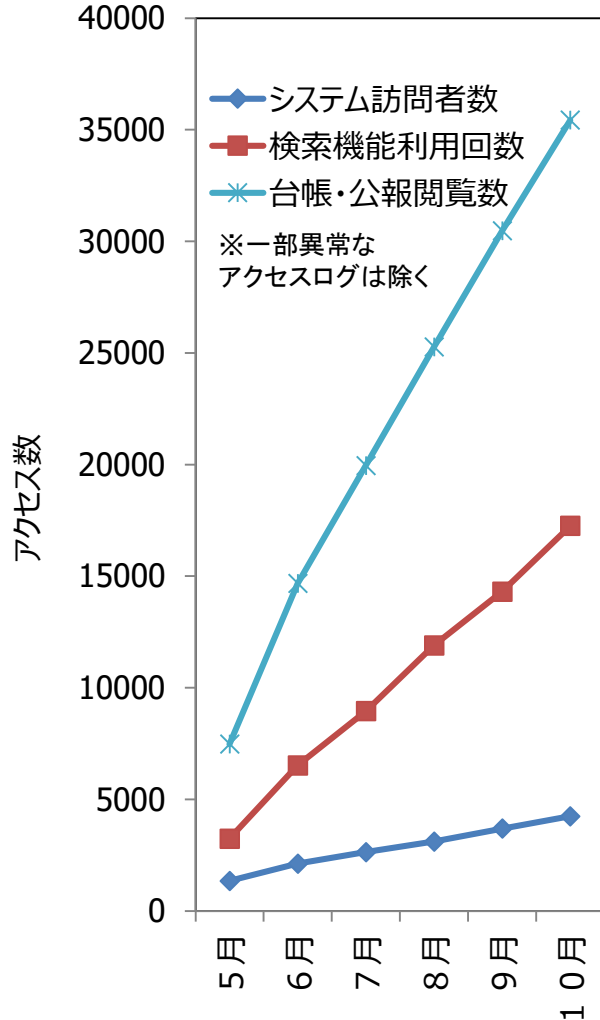
○法の台帳：土壤汚染情報公開システム

**（WEB上で検索・閲覧可能。R元年5月15日より運用）**

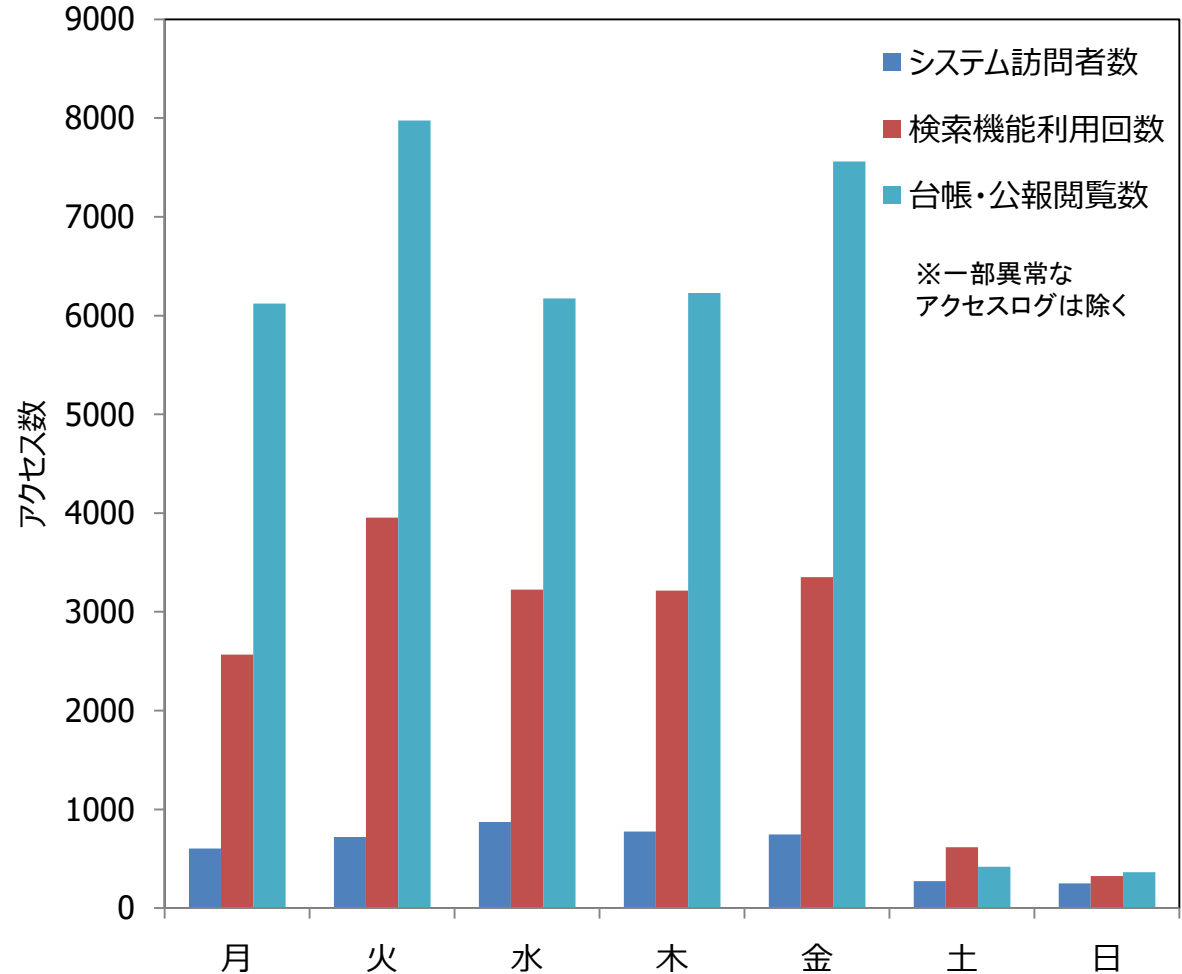
<https://www.dojou.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/SoilPollution/Search/>

# (参考) 台帳公開システムの運用実績

## 月ごとのアクセス数の累積



## 曜日ごとのアクセス数 (運用開始～10月)



- ・システム訪問者 : 500～1300人/月
- ・台帳・公報の閲覧 : 5000～7000件/月

・平日のアクセスが大多数

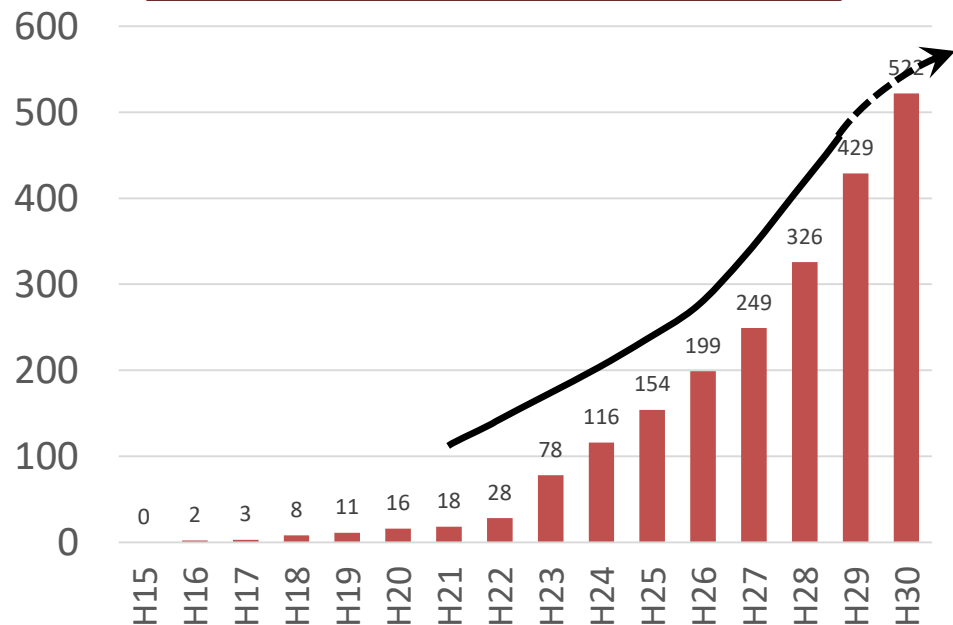


## 2. 東京都における区域指定と 対策の現状

---

# 区域指定・解除件数の推移 (平成30年度末現在)

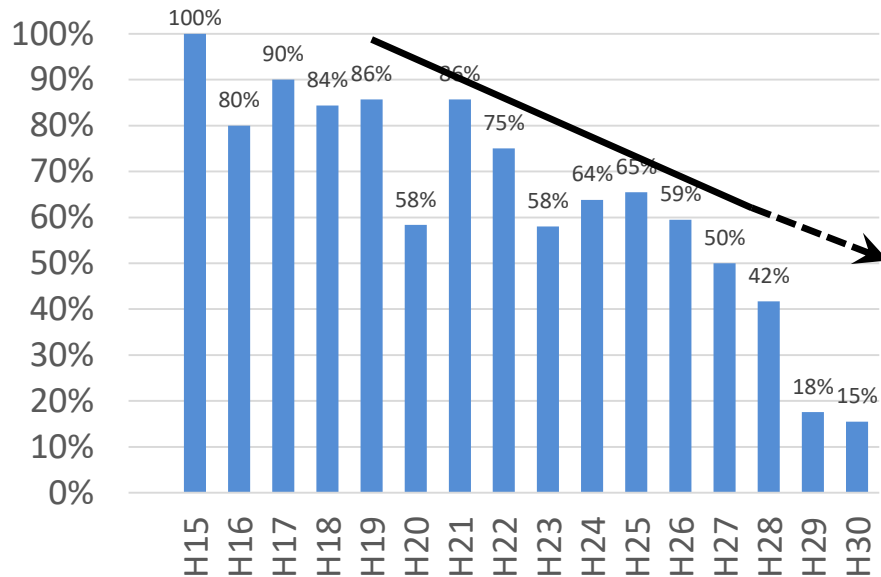
区域指定件数の累計  
(平成15～30年度)



■ 指定件数

注: 直近年については、現在計画中やモニタリング中で全解除予定のものがある。

区域指定の全解除率の割合  
(平成15～30年度)



■ 全解除率

H22年の法改正に伴い、指定件数増加  
(法第4条運用開始による調査機会増)



今後も増加していくことが予想される

H22年の法改正に伴い、全解除率低下  
(形変区域の運用開始)

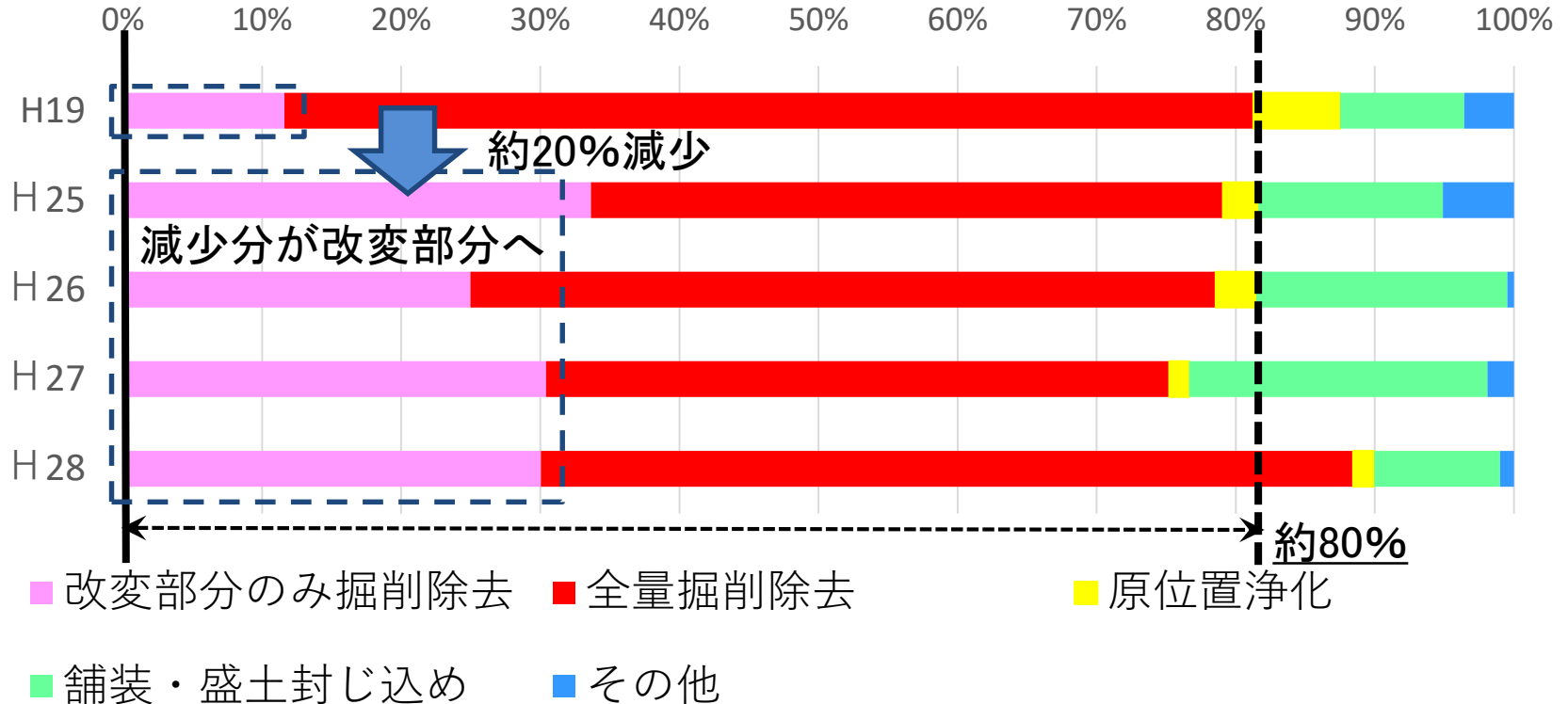


今後も同水準の全解除率で推移  
していくことが予想される

# 対策手法とその傾向

## 土壌汚染対策の実施割合（100%に換算）

（平成30年度末現在）



「全量掘削除去」：平成19年約70% ⇒ 平成25～28年約50%  
減少分は「改変部分のみ掘削除去」に代わっている。

（新築工事に伴い基礎等の掘削部分の汚染土壌のみ除去という選択）

現状は**半数**は全量掘削除去！

# 要措置区域：汚染除去等計画書の届出事例

## ○法7条1項汚染除去等計画書（法改正事項）

H31年度の届出数：11件（12月末時点）

※法3条案件：8件、法4条案件：3件

## ○指示措置＝実施措置：6件

※実施措置：地下水の水質の測定5件、  
原位置封じ込め1件

## ○指示措置≠実施措置：5件

※実施措置：掘削除去＋原位置浄化2件  
掘削除去のみ2件、原位置浄化のみ1件

現状は半数が、指示措置と異なる土壌汚染の除去を選択！

# 措置の選択理由

## 条例：拡散防止計画において、措置の方法と理由を記載

(条例施行通知別紙

「東京都土壌汚染対策指針（平成31年4月1日施行）の内容について」p.36)

### 検討の視点

### 記載例

技術面	「対象地で適用可能な工法を比較検討した結果、施工可能な措置が当該措置しかなかったため」
土地取引・土地利用	「今後の土地利用において地下構造物を構築するため、工事範囲の汚染土壌の除去が必要であるため」 「土地返還時の条件として原状復帰が求められているため。」
コスト	「複数工法を比較検討した結果、当該措置が最も費用対効果が高いと考えられたため」
工期	「この後の土地開発計画のスケジュール上、6か月以内に土壌汚染対策工事を完了させる必要があり、それを満たす工法が当該措置のみであったため」
環境負荷	「複数の工法における環境負荷を試算したところ、この工法が最も負荷が小さかったため」
関係者の合意	「土地所有者、開発者、周辺住民等の関係者で意見交換を行った結果、周辺住民の生活影響の低減が重視され、関係者間でこの措置の実施について合意が得られたため。」

↑今後、「比較検討」の視点をこのように広げることを促していく。

# 「土壌汚染」という状態とは？

土壌汚染 ≠ 危険な土壌、除去が必要な土壌  
= **管理を要する土壌**

## これまでは・・・

- ・ 商慣習、不動産評価における「基準不適合 = 瑕疵」という認識
  - ・ 土壌汚染は本来存在しないもの = 除去という偏った常識
  - ・ 土壌汚染への心理的嫌悪
- ⇒ 「区域指定されていないこと」「基準適合であること」という、わかりやすくて確実な条件の達成が求められてきた。



## これからは・・・

現実的には、必ずしも浄化をしなくとも、健康影響がない状態に保つことができる。

- ・ リスクベースの考え方（法、条例）
- ・ 一定濃度を超える汚染への措置（条例）
- ・ 自然由来等の特例の拡大（法）

⇒ 土壌汚染は「除去しなければならないもの」ではなく、「**条件に応じて管理していくもの**」と認識することが求められる。

### 3. 合理的な土壌汚染対策 推進の取組み

---

# 東京都環境基本計画2016

## 東京が目指す将来像

### 「世界一の環境先進都市・東京」の実現

#### 政策展開の視点

- ◆ 最高水準の都市環境の実現
- ◆ サステナビリティ
- ◆ 連携とリーダーシップ

#### 政策展開において留意すべき事項

- ◆ 環境政策と経済成長が両立することはもちろん、相互に良い影響をもたらすように施策を構築・展開
- ◆ 東京2020大会後においても、環境政策やその成果を継続・発展
- ◆ 持続可能な都市の実現に向け、新たな価値観やライフスタイルを創出



# 東京都環境基本計画2016

## II-4 快適な大気環境、良好な土壌と水環境の確保 2 化学物質による環境リスクの低減

### あるべき姿

化学物質等による環境リスクの低減が図られ、安心して暮らせる生活環境が確保されている。

- ・化学物質の排出が抑制され、環境リスクの低減が進んでいる。
- ・合理的な土壌汚染対策が選択され、処理(管理)が進んでいる。



### 目標

- ◆ 化学物質の環境への排出量を更に低減する。
- ◆ 環境面・経済面・社会面にも配慮した土壌汚染対策を推進する。

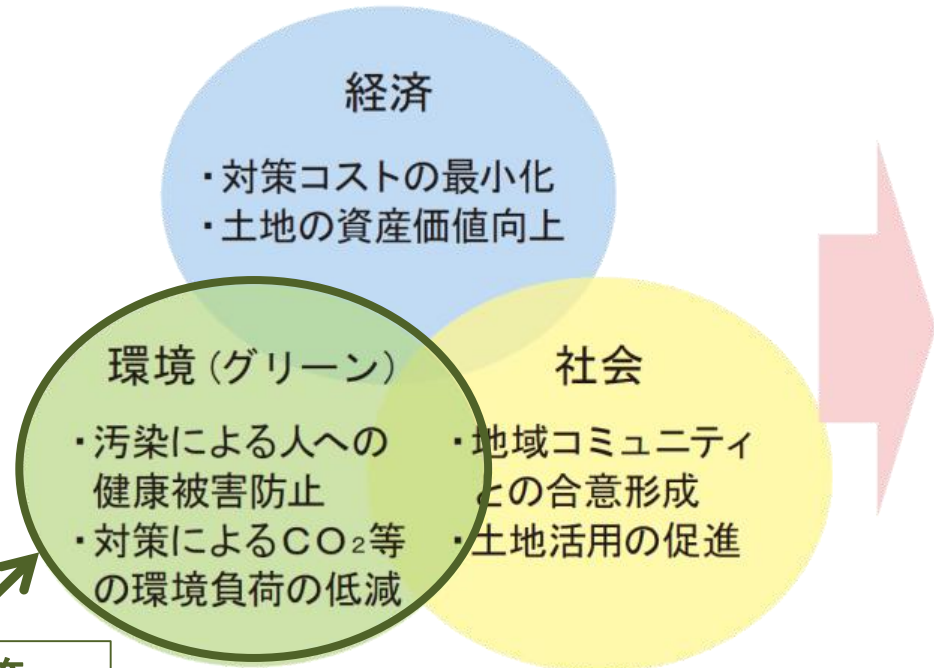
# 東京都環境基本計画2016

## 施策の方向性

### 「最適な土壌汚染対策を選択する手法の検討」

「対策実施に係る全ての過程での環境負荷の低減（環境面）とともに、コストの削減（経済面）や近隣住民等の理解促進（社会面）などの視点を踏まえ、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討していく。」

環境負荷にも配慮した土壌汚染対策  
(グリーン・レメディエーション:GR)



最適な土壌汚染対策

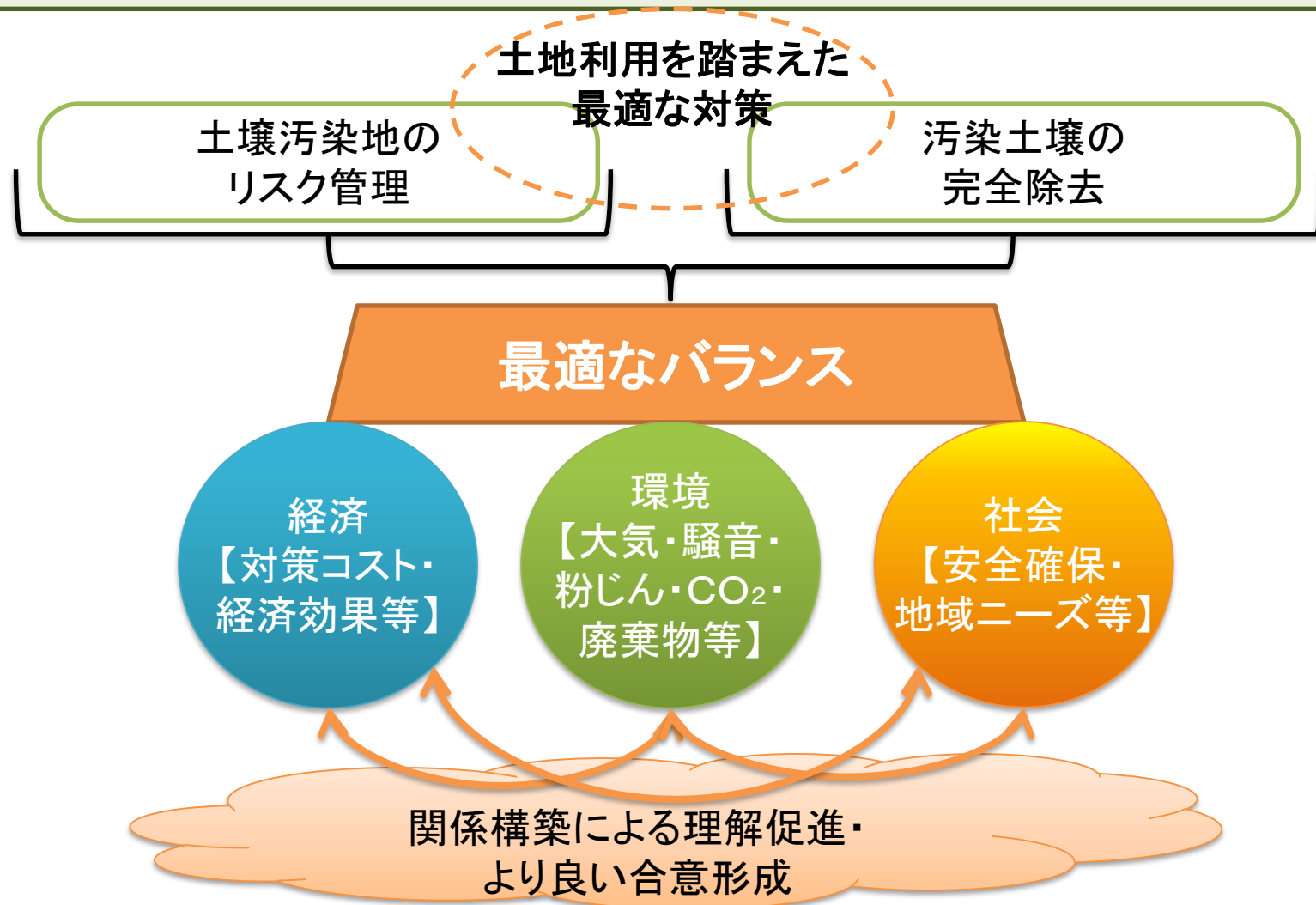
(サステナブル・レメディエーション:SR)



「土壌汚染に合理的に対応するためのガイドライン(仮称)」  
の作成

# ガイドラインのコンセプト

- 本来の“SR”は、空間的・時間的に影響対象を広く捉えるべきもの
- 「土壌汚染に合理的に対応するためのガイドライン（仮称）」は、目的・影響対象を限定し、まず「やってみる」ことを重視

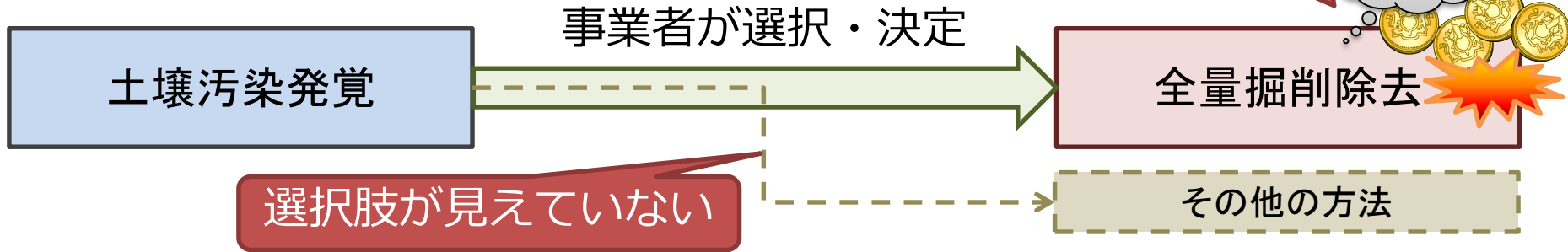


# ガイドラインの目的

## ■ 一般的には・・・

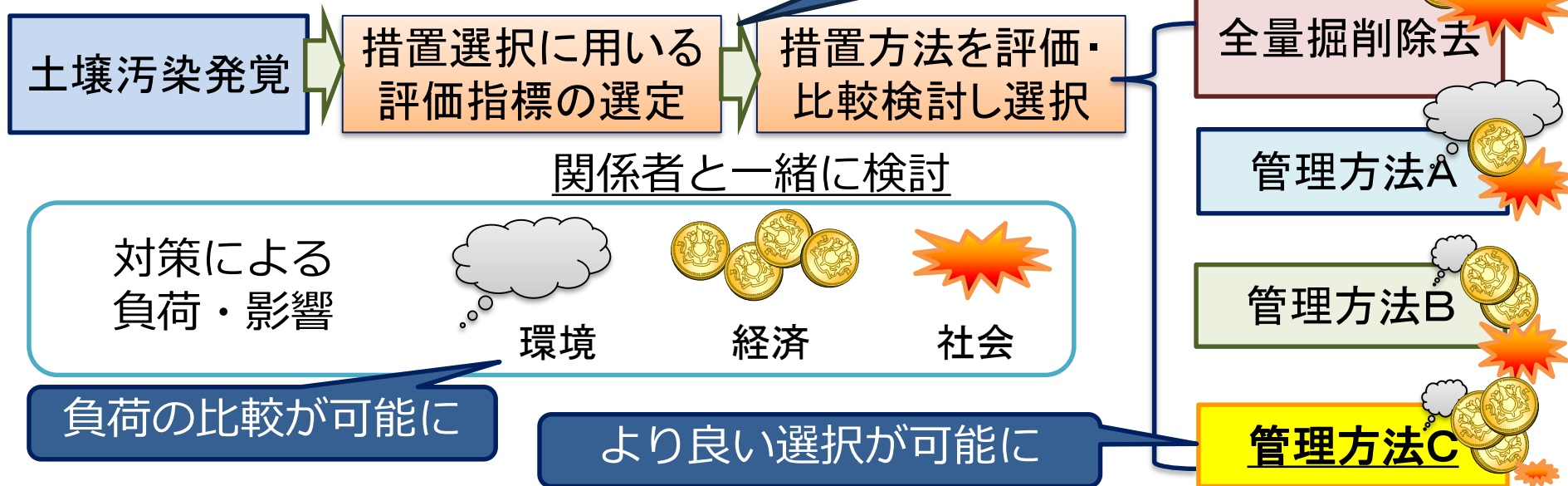
プロセスが見えない

負荷が見えていない



## ■ 合理的に対応することで・・・

プロセスが明らかに



# 土地利活用の場面における利害関係者

土地所有者



うちの土地に土壌汚染が見つかってしまった！  
買い手はつくかなあ。。。  
何とか活用できないかなあ。。。

- ・ 土地売却
- ・ 遊休地の利活用

不動産事業者



土地の仲介いたします！ただし、土壌汚染がありますが。。。

- ・ 土地所有者情報
- ・ 開発事業者情報
- ・ 上記、2者のマッチング

開発事業者



どこかに事業用地に適した土地はないかなあ。。。

今度の開発用地、土壌汚染があるらしい。どうしたものか。。。

- ・ 事業用地の探索
- ・ 開発事業の実施

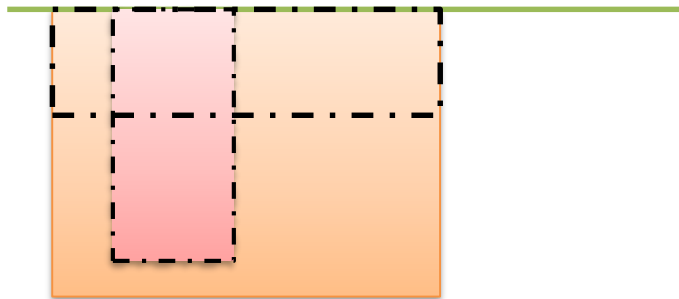
● 土地所有者と開発事業者とのマッチングが重要

# 土地利活用におけるコーディネートの重要性

- 対策時に先の見通しを立てることが重要。
- 対策～建築までを一貫して設計することが望ましい。

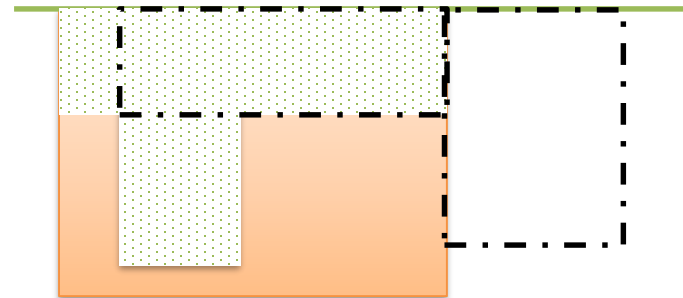
## 良くある不合理な対応の例

対策範囲（所有者が実施）



掘削除去後の埋戻し  
⇒次の用途が分からないので  
外部調達した基準適合土で  
埋め戻す

改変範囲（開発事業者が実施）



根切り分の掘削  
⇒埋め戻した適合土を再度搬出  
その他部分の掘削  
⇒調査で基準適合していた土を場外搬出

## 合理的な対応の例

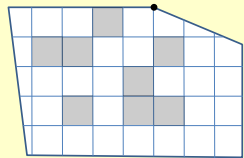
- 改変で掘削しない範囲の埋戻し土については、改変で掘削する見込みの場内の基準適合土を先に掘削して利用する。
- それ以外の根切り範囲については、碎石等による一時的な埋戻しを行う。

# 合理的な対応の事例集 (イメージ)

- 合理的対応を実施しなかったケースと、実施したケースを比較
- さらなる合理化のポイントがあれば、解説 (10事例程度作成予定)

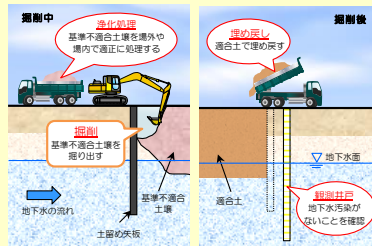
- ・敷地内全域について区域指定を受け、汚染土壌を全量場内で利用した事例

## 合理的な対応を実施しなかった場合・・・



### ①汚染のある範囲のみ区域指定

法第4条の届出を行うために土壤汚染調査を実施。その結果に基づいて届出を行い、汚染のあった単位格子について区域指定 (形質変更時要届出区域) を受ける。

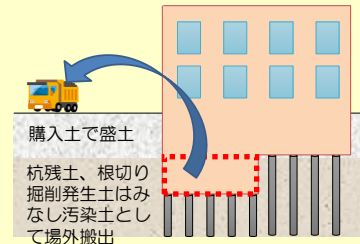


### ②汚染土壌を掘削除去

敷地内の全ての汚染土壌を掘削除去し、汚染土壌処理施設に搬出、購入土にて埋戻して整地。

### ③指定解除前に建物を設置

指定区域内から杭打ちや根切りで発生する土壌は、みなし汚染土として汚染土壌処理施設に搬出して処理。盛土が必要な箇所には購入土にて盛土実施。



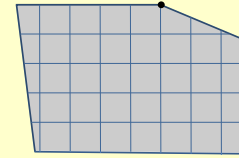
## 各側面の評価

環境的側面				経済的側面				社会的側面						
大気への負荷	エネルギー使用量	揚水量と汚水処理量	緑地面積	資源消費量と廃棄物	対策コスト	ランニングコスト	雇用の創出	企業価値	工期とその柔軟性	交通量	法令順守	地域景観への寄与	意思決定への参画	生活環境の変化
評価の示し方は今後検討。(数値、○△×・・・)														

## 合理的な対応を実施した場合・・・

### ポイント

- ・法第14条の自主申請を行い、敷地全域を形質変更時要届出区域に。
- ・汚染土壌を舗装や植栽で露出させないようにして有効利用。



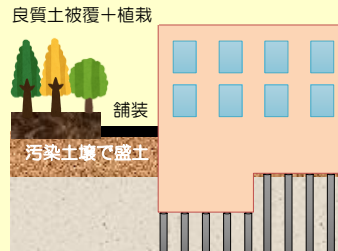
### ①敷地全域を区域指定

法第4条の届出で汚染のあった単位格子について区域指定 (形質変更時要届出区域) を受けた後、残りの範囲について法第14条の自主申請を行い区域指定を受ける。



### ②汚染土壌を場内仮置き

汚染土壌処理は行わず、通常通り杭打ちや根切りを実施。その際発生した汚染土壌は、汚染拡散防止措置をして場内に仮置き。



### ③汚染土壌で盛土や埋戻し

仮置きした土壌は場内の埋戻しや盛土に活用。表層は舗装や良質土被覆+植栽等で被覆。場外に汚染土壌を搬出せずに建築工事を完了した。

盛土部分に植栽帯を設けたことで、地域の景観向上につながった。

## 各側面の評価

環境的側面				経済的側面				社会的側面						
大気への負荷	エネルギー使用量	揚水量と汚水処理量	緑地面積	資源消費量と廃棄物	対策コスト	ランニングコスト	雇用の創出	企業価値	工期とその柔軟性	交通量	法令順守	地域景観への寄与	意思決定への参画	生活環境の変化

ガイドラインは、来年度に作成・配布予定

## 4. 操業中の調査・対策 促進の取組み

---



# 操業中の調査・対策の必要性

- 法や条例において調査実施の契機は廃止後を基本としているが、本来汚染の拡散を防ぐために、土壌汚染対策は事業を継続しながら早期に実施することが望ましい。
- 例えば、事業拡大等のタイミングに合わせ、重篤な汚染だけでも早期に自主対策を行うことなどが考えられる。



汚染の予防・早期発見・早期対策の促進  
⇒土壌汚染対策アドバイザー制度の充実  
法・条例の改正を踏まえた中小ガイドラインの改訂

# 工場等の操業中におけるアドバイザー派遣

## 工場等の操業中

有害物質を使用した作業を実施

◆汚染の心配がある場合

操業中の調査や対応の検討

◆汚染が判明した場合

操業中対策の実施

土壤汚染を起こさない方法を知りたい！

今のうちからできることを考えたい！

操業中にできる対策を検討したい！

## 操業中土壤汚染対策アドバイザー

⇒ 操業中の自主的な取組についての助言

**第1段階** 土壤汚染の未然防止・早期発見のための助言

操業中の土壤汚染対策について、よりの確な助言を受けるために、希望によりアドバイザーが簡易調査をすることも可能です！

※廃止後に義務付けられている法定調査とは異なります。

**第2段階** 操業中にできる土壤汚染への対応・浄化目標の検討

**第3段階** 操業中対策の工法等の検討、対策の進め方の助言

**第4段階** 対策の完了時の確認、その後の管理等の助言

- 操業中の土壤汚染対策について、よりの確な助言を受けるために、中小事業者の希望によりアドバイザーが簡易調査を実施。
- 廃止後に義務付けられている法定調査とは異なる。
- 簡易調査の結果は、事業者による操業中の化学物質の自主管理（新たな漏えい防止や操業中からの計画的な土壤汚染対策など）に活用。

# 操業中に対策を実施するための適切な調査方法

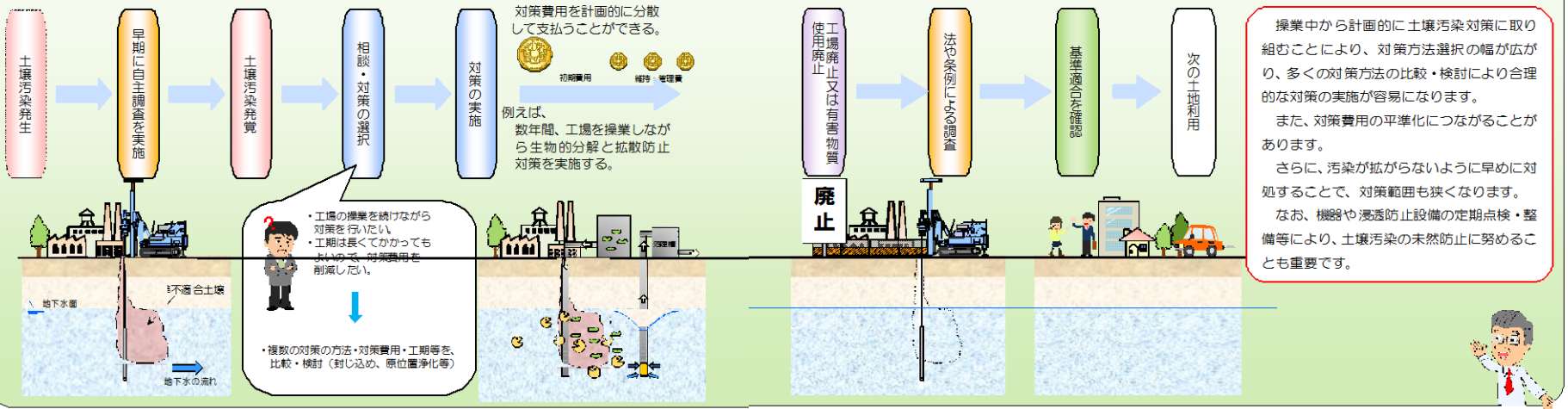
簡易調査	法定調査
<ul style="list-style-type: none"><li>・重篤な汚染だけでも把握し、早期に対策できる。</li><li>・施設廃止時に行う調査において、簡易調査の結果や対策を地歴として利用できる可能性がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令に基づいた調査・対策を実施することが可能。</li><li>・<b>条例第116条の2</b>や法第14条申請により報告し、さらに法令の規定による措置＋浸透防止策を行えば、施設廃止時調査が免除となる場合がある。</li></ul>

## 改正条例第116条の2の概要

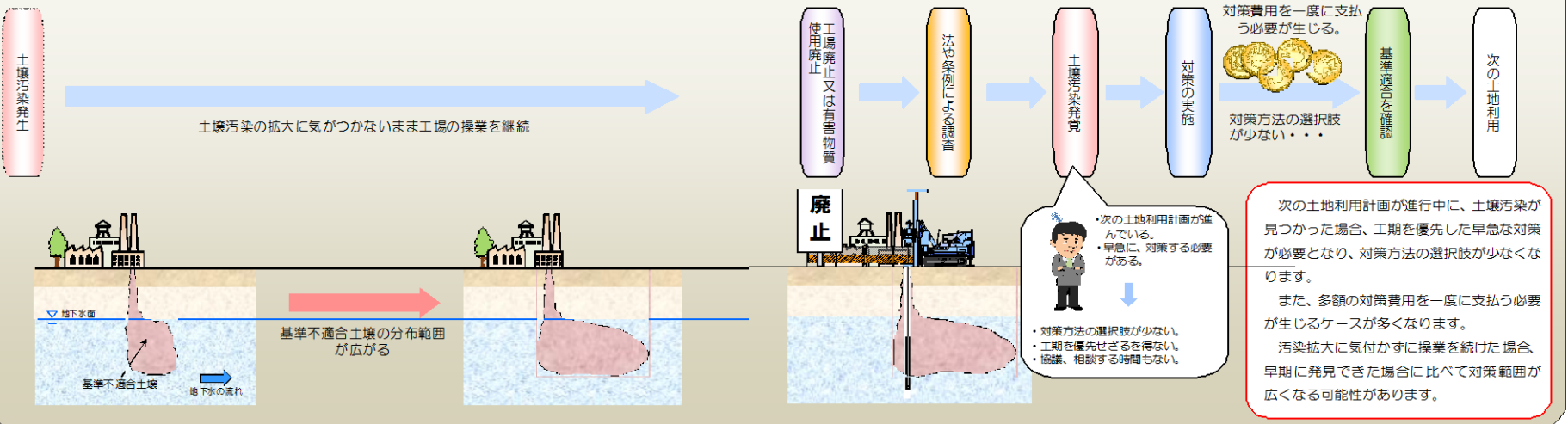
有害物質取扱事業者は、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。

# 操業中の工場における早期の対応のメリット・重要性

計画的な土壌汚染対策に取り組んでいたA社工場の場合



計画的な土壌汚染対策に取り組んでいなかったB社工場の場合



## <中小ガイドライン改訂内容>

- ・ 法・条例改正事項のわかりやすい解説
- ・ 操業中からの早期対策・合理的な対策事例の充実

ご清聴ありがとうございました。

